

# 利用者負担上限額管理届出書兼サービス利用状況確認票

受 給 者 氏 名	児 童 氏 名
-----------	---------

## 【児童福祉法(通所支援)】

受給者証番号

### 上限額管理希望事業所

事業所名称			
変更の場合その理由	新規・変更	変更理由:	

### 通所支援契約事業所 (児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

サービス種別				
事業所名称				
契約支給量(一月当たりの日数)				
備 考	新規・変更	新規・変更	新規・変更	新規・変更

### 相談支援契約事業所

事業所名称				
備 考	新規・変更	新規・変更	新規・変更	新規・変更

## 【障害者総合支援法】

受給者証番号

### 上限額管理希望事業所

事業所名称			
変更の場合その理由	新規・変更	変更理由:	

### 介護給付・訓練等給付・地域相談支援契約事業所 [居宅介護、短期入所 等]

サービス種別				
事業所名称				
契約支給量(一月当たりの日数等)				
備 考	新規・変更	新規・変更	新規・変更	新規・変更

### 計画相談支援契約事業所

事業所名称				
備 考	新規・変更	新規・変更	新規・変更	新規・変更

### 同一の受給者(保護者)に係る他の児童(きょうだい等)のサービス利用(予定)状況[児童入所支援も含む]

児 童 氏 名				
受給者証番号				
サービス種別				
事業所名称				
契約支給量(一月当たりの日数等)				
備 考	新規・変更	新規・変更	新規・変更	新規・変更

上記内容のとおり上限額管理を希望します。  
 また、利用者負担の上限額管理のために、私にサービスを提供した事業所が  
 上記届出事業所にサービス利用状況等を情報提供することに同意します。

年 月 日

支給決定者

住 所

氏 名

印

電話番号 (       )       -

※ 上記申請内容に変更が生じた場合は、必ず上限額管理事業所へ報告してください。

(参考) 利用者負担上限額管理者の決定方法

利用者負担の上限額管理を行う事業所（以下「上限額管理者」という。）は、提供されるサービス量（標準的な報酬額の多寡）、生活面を含めた利用者との関係性（利用者負担を徴収する便宜）、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の順序とする。

【児童福祉法（通所支援）】

(1) 障害児相談支援給付費支給対象者

継続障害児支援利用援助における厚生労働省で定める**モニタリング期間が「毎月であるもの」**。

(2) (1) に該当する者以外

指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス事業所、指定保育所等訪問支援事業所のうち、原則として契約日数の多い事業所

※ 基準該当事業所は、上限額管理加算を算定できる上限額管理者とはならない。

基準該当事業所：さきゅう、しらゆき、イルカ

【障害者総合支援法】

(1) 居住系サービス利用者

指定療養介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練を受ける者、継続的短期滞在型利用者及び精神障害者退院支援施設利用者に限る。）指定就労移行支援事業所（精神障害者退院支援施設利用者に限る。）、指定共同生活援助事業所が上限額管理を行う。

(2) 計画相談支援給付費支給対象者（(1) に該当する者を除く）

継続サービス利用支援における厚生労働省令で定めるモニタリング期間が「毎月であるもの」。

(3) 日中活動系サービス利用者（(1) (2) に該当する者を除く）

指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所が上限額管理を行う。当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、原則として契約日数の多い事業所とする。

(4) 訪問系サービス利用者（(1) から(3) に該当する者を除く）

指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所又は指定重度障害者等包括支援事業所が上限額管理を行う。当該区分において当該上限額管理対象者にサービスを提供する事業所が複数存在する場合は、以下の優先順位で上限額管理者となるものとするが、最も高い順位に複数の事業所が存在する場合は、原則として当該支給決定障害者等との契約時間数が多い事業所とする。

- ① 対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する指定事業所
- ② 指定重度訪問介護事業所
- ③ 指定居宅介護事業所
- ④ 指定同行援護事業所
- ⑤ 指定行動援護事業所

(5) 短期入所サービス利用者（(1) から(4) に該当する者を除く）

短期入所サービスのみの利用者で、上限額管理が必要なときは、当該月において当該上限額管理対象者に最後に指定短期入所サービスを提供した事業所が上限額管理を行う。

※ 重度障害者等包括支援の利用者については、基本的には同一月においてサービス提供を受けるのは一の事業所に限られるため、上限額管理を要するのは、月の中途にサービスの利用を開始又は終了した場合で、当該月において他の障害福祉サービス（事業所番号が異なる事業所から提供されるものに限る。）を利用したとき、又は月の中途に契約事業者を変えたときに限られる。

※ 指定一般相談支援事業所は、上限管理を行わない（地域相談支援のみの利用者については、利用者負担